

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生企第236号

令和6年3月25日

熊本県知事部局と連携したフィルタリングの普及促進に向けた調査、報告等について（通達）

インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止対策については、「熊本県知事部局と連携したフィルタリングの普及促進について（通達）」（令和4年3月9日付け熊生企第205号、以下「旧通達」という。）等に基づき運用しているところであるが、熊本県知事部局と情報共有しながらフィルタリングの普及促進に向けた各種施策を推進するため、引き続き、下記要領により福祉犯被害少年（以下「被害少年」という。）に係るフィルタリング有効化措置の状況及び福祉犯被害に至った経過等に関する実態を調査して、福祉犯被害の未然防止及び再被害防止を図ることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本通達の発出をもって廃止する。

記

1 調査対象

事件送致した福祉犯事件を対象とする。

2 実施要領

(1) 再被害防止に向けた指導の徹底

福祉犯事件捜査にあっては、被害者調書の作成、現場引き当たり等の裏付け捜査を優先させ、被害少年への再被害防止に向けた十分な指導が行われず、被害少年が再度福祉犯被害等に遭うことが少なくない。

被害少年の身柄請けを行う際は、被害少年とその保護者が、福祉犯被害に至った原因動機、フィルタリングの必要性、インターネット利用時のルール作りなどについて話し合う機会を設け、更には警察が適切な助言を行うことで被害少年の心からの反省を促すとともに、被害少年が使用する携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機器等（以下「携帯電話等」という。）のフィルタリング有効化措置を再度講じるなどし、再被害防止に向けた指導を徹底すること。

また、被害少年の心のケア、再被害又は非行防止のための継続指導が必要と認められる場合は、警察本部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）肥後っ子サポートセンターによるサポート活動を考慮すること。

(2) 調査票の作成

各被害少年につき作成する調査票は、別記様式1「福祉犯調査票」、及び熊本県知事部局と協議して定めた別記様式2「フィルタリング等調査票」とする。

調査票の作成にあっては、被害少年から事情聴取する際に作成することとし、被害少年からの聞き取りのみで判明しない場合は、その保護者に協力を求めて補充事項を

聞き取り、質問項目に関する聴取漏れを防止すること。

ア 福祉犯調査票の作成要領

別記様式1「福祉犯調査票」は、全ての被害少年を対象に作成すること。

イ フィルタリング等調査票の作成要領

別記様式2「フィルタリング等調査票」は、SNS等に起因する福祉犯事件に該当し、かつ被害少年が福祉犯被害時にフィルタリング有効化措置を講じていなかった場合に作成すること。

情報共有に関する知事部局との事前協議において、知事部局に対して、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第14条に規定する

○ 少年又はその保護者への有害情報を閲覧する可能性に関する説明義務

○ 少年又はその保護者へのフィルタリング有効化措置に関する説明義務

の不遵守（不遵守のおそれがある場合を含む。）情報を入手した場合は、熊本県少年保護育成条例（昭和46年条例第30号、以下「育成条例」という。）に基づき携帯電話等販売店への積極的な立入調査及び行政指導を要望しているところである。

別記様式2の調査項目「問2 契約をしている携帯電話会社等について」で聴取する内容は、熊本県知事部局職員による立入調査等を実現するため記載を求めるものである。よって、「契約店舗」を記載する際は、店舗の正式名称、詳細な地番等は不要であるが、店舗の所在地を特定できるよう記載すること。

なお、熊本県知事部局による携帯電話等販売店への指導が不要又は困難と認められる次に掲げるような事由がある場合は、前記問2は記載不要とする。

○ 被害少年又はその保護者等が携帯電話等購入時にフィルタリング有効化措置を拒否した。

○ 被害少年又はその保護者等が携帯電話等使用中、フィルタリングを無効化した。

○ 県外の携帯電話等販売店で携帯電話等を購入した。

○ インターネットによる通信販売で携帯電話等を購入した。

○ 被害少年及びその保護者が購入時の状況について全く記憶がなく、携帯電話等販売店の瑕疵が判明しない。

※ 別添資料「調査票作成に係るフローチャート」参照

(3) 生活安全企画課への報告

警察署において前記様式1及び様式2の調査票を作成した場合は、福祉犯事件の送致後、速やかに生活安全企画課企画指導係宛にメールにより報告すること。

(4) 熊本県知事部局への情報提供

令和3年1月25日に熊本県知事部局と熊本県警察において締結した「少年のフィルタリング普及等に関する協定書」に基づき、生活安全企画課にあっては、警察署から報告がなされた1か月分の前記様式2を取りまとめ、その翌月末を期限として毎月

1回、熊本県知事部局くらしの安全推進課へ送付すること。

(5) 効果的な広報啓発活動の推進

生活安全企画課は、実態調査結果を収集分析した上、福祉犯被害防止に関する広報啓発資料を作成して警察署にフィードバックし、県下で行われる非行防止教室、保護者教室、関係機関団体と連携したイベントでの活用を求めるなどし、効果的な広報啓発活動を牽引すること。

3 運用上の留意事項

(1) 教養の徹底

フィルタリングの普及促進に関する広報啓発活動を実施する際は、青少年インターネット環境整備法や育成条例のフィルタリングに関する規定を十分理解しておく必要があり、警察署生活安全担当課（係）長は、教養等を活用して署員のフィルタリングに関する法令の研鑽、知識技能の向上に努めること。

(2) 保秘の徹底

知事部局へ提供する情報には、被害少年の人定事項、福祉犯事件の概要は含まれていない。知事部局と連携した活動を行う際は、部外に公表していない情報の保秘に留意すること。

4 備考

「少年のフィルタリング普及等に関する協定書（写）」を参考資料として添付する。

※ 別記様式・別添資料・参考資料（略）